

女の しんぶん

2020年
9月10日



災害と人権

堂々と支援を受けられる

システムと法整備を

増え続ける自然災害。特に今夏は新型コロナウイルスの脅威も加わり、感染症と熱中症対策の両方が求められる。熊本で、地震と豪雨で被災した人たちを支援している鹿瀬島正剛弁護士に話を聞いた。

(聞き手・吉田千亜)

■避難は権利

日本人は、避難所に行くことを権利ではなく「恩恵」だと刷り込まれています。税金を払っているのは災害時のためでもあるのですから「権利」です。堂々と支援を受け、不足があれば改善を求めている。

私自身が「人間の尊厳に関わる問題だ」と実感したのは、避難所のトイレです。汚い話ですが、排泄物が溜まっているその上に用を足さなければならぬ。それを、行政職員が、タオルを手に巻き、泣きながらバケツに入れて外に運ぶのです。「非人間的な避難所であるべきではない」と声を上げて良いのです。みんなが我慢しているから…と、遠慮する必要はありません。プレハブ仮設住宅も問題です。国

は個人の財産にお金を出せないため、あえて建築基準法を満たさぬプレハブ住宅を建て、壊さざるを得ないものにする。しかし、過去の事例では避難をしている約1〜2割の人たちが生活再建できず、仮設住宅から出る事ができません。最初から恒久的な住宅を作れば良いのです。こういった実情をロビー活動で訴えています。改善は遅々として進みません。

■被災者の格差と「申請主義」

熊本県では、2016年4月14日と16日に熊本地震があり、2020年には新型コロナウイルスが来て、その最中に水害が発生しました。「あと何が来るんだ」という感じでした。

災害時は、経済的・身体的に弱い立場にある人が打撃を受けます。最初は同じ被災者として協力し合いますが、1週間後位から差ができてしまいます。ネットワークやお金を持つ人は、情報や経済力で乗り切ることができず、その両方を持たない人は「自己責任」と切り捨てられてしまうのです。「俺のところには

助けが来ない」と文句を言える人はまだ大丈夫ですが、SOSすら出せない人もいます。

そうした人が困窮していく元凶の一つが、役所の「申請主義」です。災害時の支援はすべて申請によって受けられることになっています。行政は、例えば「罹災証明を申請するために窓口まで来てください」というに止まります。しかし、その情報すら受け取れない、あっても行けない、あるいは、その意味が理解しにくいという人が取り残されていく。基本は、「申請主義」ではなく、積極的に支援をしていく「保護主義」であるべきです。その法律がないことが障壁となっているのです。

■災害救助法の適用拡大を

私が、熊本県・熊本市などに話を聞いて驚いたのは、生活再建支援金(被災の程度等により100万円支払われる)を受け取っていない人が1億円分いる、ということでした。「もらいたくない」という人がいるとは思えません。行政は把握しているにも関わらず、支払わず国に支援金を返金してしまうのです。

私自身、法律相談で熊本地震の被災者に生活再建支援金のことを必ず話すようになってきたのですが、「何ですかそれ」と言った人がいました。「100万円、もらえるのですよ」と伝えると「えっ」と驚くのです。情報から孤立して知らないままだと、その人には、支援制度が存在しないことになってしまふ。

また、生活再建支援金を受け取るために必要な罹災証明書の発行基準

が「家の壊れ具合」だけという点も問題です。家が全壊していない生活できる、ではありません。自宅は少ししか壊れていなくても、職場の工場が潰れたら生活できません。逆に、自宅が全壊してもアパート経営をしていて部屋が使える人は、生活できる場合もあります。

被災者一人ひとりの暮らしを細かく知って判断しないと、本当にお金が必要な人のところに届きません。そのためには、行政側にマンパワーが必要になります。その事前準備をすべきなのです。

この「家の壊れ具合」についての判断基準にも問題があります。生活再建支援金(100万円)は、全壊(家の50%以上が壊れている)50点、大規模半壊(40〜50%が壊れている)40〜50点の人は対象になります。半壊(40%以下)の人には支援がありません。

今回、30〜40%(30〜40点)の人にも対象にしましょう、という改正がありました。それでも、29点の人には1円も支援がないのです。こういった不公平さを解消するためには、例えば1点につき2万円など、柔軟な対応が求められています。

自分の力ではどうにもならない力によって生活や未来が奪われるという点ではコロナ禍も「災害」だと思います。感染流行を「災害」と捉えたら、災害救助法を適用できるのです。そうすれば、生活に困窮する人々が住まいを追い出されることはありませんし、食料も配布できます。つまり「命」に関することは、災害救助法で何とかできるのです。新しい制度を作ろうとしても、時間だけが経ってしまいます。

災害の度、犠牲になる人が出てしまいます。その人たちを思いながら、既に起きた災害を教訓にして、社会を良くしていくべきです。



鹿瀬島 正剛
かせじま・せいごう

熊本県菊池市泗水町出身。2000年に弁護士登録。熊本県弁護士会では、熊本地震のあと「災害対策委員会」初代委員長に就任し、現在、熊本県弁護士会会長として、被災者支援に取り組む。座右の銘は「やせ我慢」。写真は熊本地震時の電話法律相談(人吉市の水害対応でも実施)。今後、コロナの状況を見ながら、現地入りも検討中。